

# 旭川医科大学における研究活動上の不正行為に関する調査結果について

旭川医科大学

## 1. 不正行為の内容

令和7年7月に本学に対して、本学元教員が投稿した英文論文が、先行して掲載された和文論文の英訳版であることが、著者である本学元教員本人から英文論文編集委員会への自己申告で判明し、同編集委員会により二重投稿と判定され、令和7年4月に取り下げ通知が掲載された旨の匿名の告発があったもの。

本告発について予備調査委員会を経て本調査委員会を設置し調査を行った結果、被告発者である本学元教員1名について二重投稿を認定した。

## 2. 不正行為が行われたと判断した根拠

責任著者である被告発者は英文論文及び和文論文ともに筆頭著者であり、論文の執筆から投稿までを主体的に担っていたことから、「不正行為に関与したと認定した研究者」であると認定した。被告発者は、和文論文は被告発者が所属する学会からの依頼原稿としてまとめたものであり、査読や英文抄録がなくPubMedなどにも掲載されないものであるため、執筆時には二重投稿という認識はなかったと証言しているが、このことは、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったものと言わざるを得ない。

一方、英文論文の共著者においては、和文論文の執筆及び投稿について、英文論文が取り下げられるまで知らされていなかったことが、事情聴取等により確認された。このような状況から、共著者は英文論文が二重投稿に該当するという認識を有することが困難であり、当該不正行為に関与することも不可能であったと判断した。

また、英文論文と和文論文の共著者が不一致であることから、不適切オーサiershipの可能性についても検討を行った。被告発者への事情聴取の結果、被告発者は、和文論文は学会から依頼された査読のない教育的な総説であったため、単独で執筆したとのことであった。また、共著者らが和文論文の存在を知ったのは、被告発者から共著者に英文論文取下げのメール連絡をした際であるが、共著者からは和文論文の共著者に関する事項を含め特段の異議や意見等は示されなかったとの証言が得られた。

和文論文については、被告発者が学会の求めに応じて委員長の立場で代表して執筆したものと解釈できることから、ゴーストオーサiershipには当たらないと判断した。

本学に所属する共著者1名の事情聴取においても、被告発者の説明内容と矛盾する点は認められなかった。

以上から、不適切オーサiershipに該当するとは認められないと判断した。

## 3. 公表時までに行った措置の内容

被告発者は、本学における不正行為にかかる調査を行う以前に本学を退職しており、本学において保有している競争的資金等の予算はなく、競争的資金等の執行停止措置は講じていない。また、本学を退職していることから学内規程（職員懲戒規程）が適用されないため、処分は行っていない。

二重投稿となった論文の共著者については、二重投稿に関与することは不可能であり、当該不正行為の責任は被告発者のみにあると判断したため、競争的資金等の執行停止措置及び処分は行っていない。

#### 4. 調査委員会委員の氏名・所属

不正行為にかかる調査委員会（学内委員 4 名、学外委員 4 名 計 8 名）

学内委員：川辺 淳一・副学長（研究） ※調査委員会委員長

学内委員：奥村 利勝・理事（入試、教育、人事・組織）

学内委員：西條 泰明・社会医学講座 教授

学内委員：吉原 秀昭・事務局 局長

学外委員：千石 一雄・森産科婦人科病院 顧問

学外委員：林 要喜知・北都保健福祉専門学校 校長

学外委員：中村 優文・かぐら法律事務所 弁護士

学外委員：中村 正雄・旭川医科大学名誉教授

#### 5. 調査の方法・手順等

(1) 調査期間 令和 7 年 10 月 9 日～令和 8 年 2 月 5 日

##### (2) 調査対象

**対象者**：旭川医科大学教員 2 名（元教員を含む）

（内、被告発者（論文責任著者）が元教員 1 名、英文論文共著者として、本学教員 1 名の計 2 名）

**対象論文**：取り下げられた英文論文 1 編、先行して発表された和文論文 1 編

**対象経費**：被告発者及び共著者が代表者又は分担者となっている、令和 4 年度から令和 7 年度の競争的資金（科学研究費助成事業）、その他の外部資金及び基盤的経費（運営費交付金）

##### (3) 調査方法・手順

被告発者への二重投稿に至る経緯や共著者の関与の度合い等について事情聴取を行い、学内の論文共著者 1 名に関与の度合い等をヒアリング等で確認するとともに、不適切オーナーシップの観点から必要に応じて英文論文と和文論文の共著者の違いについて確認を行った。和文論文及び英文論文の二重投稿箇所を精査・確認し、対象論文がどのような研究活動に基づき執筆されたか特定するとともに、関係経費の支出状況の確認を行った。

以上